

議案第 56 号

桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

桐生市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 29 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市市税条例等の一部を改正する条例

(桐生市市税条例の一部改正)

第 1 条 桐生市市税条例(平成 10 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合)

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

(桐生市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 16 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)

	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ)a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ)b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(2) 第 2 条及び附則第 4 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 56 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人市民税及び固定資産税等に係る規定について、所要の改正を行おうとするものです。